

平成30年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

○議長 小田 武人君

9番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、川上でございます。

まず第1点目に、防衛施設周辺受信事業について伺います。

防衛省は、2017年12月に米軍や自衛隊基地周辺の航空機騒音対策として、国が実施しているNHK受信料補助の一部廃止などの見直しを決定いたしました。2018年9月から補助対象の全国約42万世帯のうち、14万世帯が打ち切りとなります。芦屋町においても対象となる世帯があると考えますが、次の点を伺います。

まず1点目に、防音工事完了世帯、防音工事一部実施世帯、防音工事未実施世帯はそれぞれどのくらいあるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州防衛局に確認しましたところ、概算ですが住宅防音工事が完了した世帯につきましては、約220世帯、一部住宅防音工事が完了した世帯につきましては約20世帯、防音工事を行っていない世帯については約2,160世帯です。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

防衛省によりますと、防音工事完了世帯はことし8月末で終了とするとなっています。また、防音工事一部実施世帯は、助成額を半額にして平成36年3月で終了するというふうにしております。それとまた別に、この地域の事業所及び新規転入者への助成については、平成30年3月31日で終了するというふうにしてしております。そういった点でですね、この防音工事完了世帯220世帯と防音工事一部実施世帯20世帯、それと事業所の世帯、これらがNHKの受信料の半額補助がなくなります。そういった点で、こういった世帯の負担料金といいますか、どのくらいになるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

負担割合、概算になるかという形でちょっと積算をさせていただいておりますけれど、補助

平成30年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

対象が8月の31日、30年をもって住宅防音工事が終わるというところになりますので、これにつきましては約90万、一部住宅防音工事が完了する所につきましては約4万円、事業所につきましては約70万、あと新規転入者等々含めて約240万くらいの経費がかかるのではないかという形では試算をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

この、防衛省によると助成廃止の理由は、当時と現在においては飛行場における配備機種の変更等により、騒音状況が変化しているとしています。またしかし、実際には工事が完了した世帯においても自衛隊機の騒音は聞こえなくなったとは言いがたく、訓練飛行範囲は拡大しており、近隣の騒音被害は拡大しています。助成打ち切りの対象となっている世帯の住民からは「防音工事が終わっても、自衛隊機の騒音でテレビや電話の音が聞きづらいのに、なぜ突然打ち切るのか」、「収入が減っている中で、これ以上受信料負担がふえては生活が大変になる」などの不満と不安の声が挙がっております。町としてはこのような状況をどのように見ているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町としましても、九州防衛局、防衛省のほうが今年度、急に決めてきて、報告をいただいているという状況ですので、その状況を踏まえながら、今後、いろいろな活動は要望活動等、行わなければならないというふうな形では考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

防衛省としましては、これをですね、把握するために区域内の世帯に対して、防衛施設周辺におけるNHK受信料の助成制度にかかわる申告書にチェックの上、返信封筒により平成30年3月31日までに返送願いますという、こういった文書が来て、返信されている方もいると思いますけど。この文書自体もですね、自分の家が一部防音なのか、防音工事が完了したのか、また対象になっていないのかとそういったこともですね、わからない方もおられると思います。住民が本当にこの内容を理解しているのかということと、それと返送しない場合にはどうなるの

平成30年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

か。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

対象世帯には九州防衛局を通じて、今、川上議員さんが言われました調査といたしますか、見直しについてのお知らせが送られております。これにつきまして、専用ダイヤルという形で、その区域や対象、どこがなっているのかということも丁寧に御説明をするという形でお聞きをしておりますし、この文書の中に3月31日までに返送をお願いしますという形となっております。それ以降につきましても、一応調査を行っておりますので、継続して出ていないところについては、確認はとりたいという形で、九州防衛局のほうには確認をとっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それではですね、2点目の山鹿地区には、町独自のNHKの受信料補助を行っていますが、この山鹿地区の独自の、町がやる受信料補助はどういったふうになるのでしょうか。この点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

山鹿地区テレビ受信料半額補助につきましては、30年度の予算にも約950万円ほど計上しておりますので、町単独の補助につきましては、本年度については継続していきたいというふうに考えております。ただし、今回、九州防衛局が公表しております受信料の見直し及び芦屋地区につきましては、平成30年3月31日をもって助成対象区域内の事業所及び新規転入者への助成を終了することとなっておりますので、これにつきましては、山鹿地区についてもこの事業所及び新規転入者の補助を終了するかどうかについては、検討が必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋町山鹿地区テレビ受信料補助金交付要綱ではですね、騒音による生活上の障害を緩和し、

平成30年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

民生の安定及び福祉の向上を図るため、補助金を交付しているということになっています。そういった点ではですね、航空機騒音の実態というのは、被害は変わっていないのだから、当然続けるべきだというふうに思います。ただ、そういったふうになりますと、先ほどの芦屋地区のですね、164戸ぐらいはどうするのかという、そういった問題があるので、それを含めたことを今後検討していくんだらうというふうに思っております。ただですね、この基地があるための被害というのは、騒音だけではなくて、やはり最近の米軍機、自衛隊機の墜落事故や部品落下の事故も多発している状況を見ると、基地周辺の住民はやっぱり事故の不安を感じながら生活するという、こういったリスクをですね、背負っております。

きょうのニュースによりますと、佐賀県でヘリコプターが墜落した家の少女は1カ月も経つのに、まだ学校へ登校をすることができないような、精神的な状況になっているという、そういったことが報道されていきました。そういった点ではですね、芦屋町においても航空自衛隊基地があることによって、過去には2度事故が起こっています。1回目は1988年の海上に墜落した事故。もう1件は離陸に失敗して炎上した事故。こういったものがこの基地の中でも、芦屋でも起こっていますし、1963年には救難ヘリが飛び立って、香川の山中で墜落して、10名が死亡するという、そういった事故も起こっているの、基地周辺の住民は騒音被害だけではなく、本当にいろいろな生活不安とか命の安全の問題とか、そういったリスクを背負っているという、そういった点ではですね、やはり最低でもこのくらいの、騒音対策に対するNHK受信料補助というのは、するべきだというふうに思っております。

それではですね、3点目の基地対策協議会の対応は今後どうするのかということについて伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町の基地対策協議会では、2月14日に基地対策協議会を開催し、NHK放送受信料助成制度の見直しについて説明を行い、九州防衛局への要望事項として見直し内容となっている平成30年8月31日をもって住宅防音工事を完了した世帯の助成終了、平成30年9月1日から一部住宅防音工事を実施した世帯について助成額を半額、平成30年3月31日をもって助成対象区域の事業所及び新規転入者への助成終了について、これまでどおり助成制度を継続するよう要望書を提出していこうと考えております。

また、助成対象区域を山鹿地区まで拡大するよう、これにつきましても継続して要望していきたいという形で考えております。そして、2月20日に開催されました全国基地協議会役員会において、NHK放送受信料助成制度の見直しについて、町長のほうが問題提起を行っております。

平成30年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

基地対策協議会としてもですね、いろいろな対応をするというふうな前向きな答弁でございましたが、12月議会の行政報告の中にも10月には九州防衛局に住宅防音工事や周辺受信事業の対象区域の拡大等を要望していることが議会だよりでも載せてありました。恐らくほかのですね、他基地を抱えている自治体もこれと同じような拡充策を求めるといふ運動をしていると思いますが、全くこういった基地周辺の自治体の対応と反対の動きをですね、やっているという点では、自衛隊のこういった対応については、どのように考えているのか、その点をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には防衛省のほうで言われますことは、平成23年度に会計検査院から防衛大臣宛てに基準を見直すようにという形の中で出されておまして、平成28年度の決算報告においても会計検査院から総理大臣へ見直しを行いなさいと。それを受けて、今回、住宅防音を実施しているところについてNHK半額助成制度については、30年以上経過したというところで終了するという報告を町の方で受けている。これは国のほうでこういう形で決まりましたというところで、報告を受けておりますので、これについての見直し、再考について今後町としても活動、運動的などところはやっていかななくてはいけないのかなというところでは考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

防衛省によりますと、19施設をですね、こういった制度を廃止する対象にしているというふうにしていましたが、沖縄の嘉手納基地を初めとする沖縄の3施設、これについては基地の負担の重さを考慮するとして継続するという、こういった方針です。反対の声が大きいところは配慮される。ここは辺野古や普天間基地の問題とか、そういったものがあるので、当然そういったことを出せば、また猛反対が起こるといふことでしたんではないかと。こういったふうなことになるばですね、受信料を廃止するところの根拠というものが全く道理がないというふうに思います。

自治体としてもですね、神奈川県厚木基地の周辺自治体の綾瀬市、大和市は小野寺防衛長官に防衛施設周辺放送受信事業補助の見直しについてと題する要請文を市長と市議会議長の連名で

提出していますし、要請文は、今回の見直しは到底納得できるものではなく、対象者の縮小を伴う見直しを行わないように強く求めるとしています。また、黒岩知事も騒音に悩まされる事態が改善していない段階で急に補助金を打ち切るのはそぐわないと述べ、被害実態に即した補助を実施するよう、引き続き国に要請する考えを示しております。

また、横田基地のある東京都羽村市でも横田基地周辺市町基地対策連絡会による口頭要請を行っています。この内容としましては、見直しを行う前に新たな基準や住宅防音工事による放送聴取環境の変化等の検証をまず行うべきだという、こういった申し入れをしております。やはり、芦屋町の基地対策協議会においてもですね、この住民の声に応じて要請書をですね、提出すべきだというふうに思っていますので、ぜひですね、協議会としてもやっていただきたいと思います。

それと、町はどう対応するのかということで、先ほど町長が防衛施設周辺整備全国協議会で問題提起したということで、それは大変ですね、歓迎することです。また、防音推進協議会、こういったものがありますので、こういった中でもですね、問題提起をやっていただきたいというふうに思います。やはりNHKの受信料の半額補助が打ち切られるという点では、さまざまなケースが考えられるということですね、もちろん今おられる方もそうですけど、今後、芦屋地区への新規転入者の対応はどうするのか。また、山鹿地区との整合性はどうするのかという、そういった問題があるのでですね。そういった点では、私はやはり、基地周辺の住民の苦難を考えればですね、今までどおり芦屋町としてもですね、他町にない施策でやっているんですので、完全にですね、排除される方についても町が負担するような、そういった考え方を持つべきじゃないかなというふうに思います。

またこの問題についてはですね、芦屋町だけではなく、遠賀町や水巻町、岡垣町もですね、対象となりますので、郡町長会でもですね、話し合いをしてですね、申し入れをしていただければと思います。先ほど防衛省のほうはですね、会計検査院から指摘されたので、こういったことをしなければならなくなったという、そういったふうなことですが。確かに、会計検査院のほうは、そういった指摘をしております。ただ、内容をよく精査してみますとですね、会計検査院はこういったことを言っています。「このような事態が生じているのは、貴町において、補助対象区域をめぐる情勢の変化を踏まえた指定基準の見直しの重要性に対する認識が十分じゃなく、見直しに向けた検討が十分でなかったと認められる。本院が表示する意見として、防衛施設周辺放送受信事業は、真に必要としているものに対して効果的に実施することが求められており、そのためには、指定基準を見直すなどして、航空機騒音の事態の変化を適切に反映させた補助対象区域の見直しを随時行うことのできる体制を整備することが肝要である。ついては貴町において防衛施設周辺放送受信事業を効果的に実施するため、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音

の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業により、補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう意見を表示する。」ということで、防音工事をしたところはもうやらなくていいですというふうに言っていないです。やっぱり本当に実態として被害があるところは、ちゃんと調査をして、検証して、そこには、そういった施策をなささいという、そういったことを言っているのもあって、そういった点では、防音工事をしたところでもですね、やっぱりテレビの音が聞こえにくいとか、そういった実態もあるんですから。ぜひ、やっぱりこういったところですね、防衛省のほうにですね、届けていただきたいというふうに思います。特に、例えば遠賀町の島津なんかはですね、滑走路の延長上にありますけど、結局移転したくてもですね、道一つ外れていけば、それで移転はできないというふうに規定されています。そういった点ではですね、道一つで実態が変わるわけではないのですから、やはりその住んでいる人の環境の実態に合わせてですね、住民の要望を実現させるという、そういったことをしなければいけないというふうに思いますので。ぜひですね、今後、町としてもそういった行動を起こしていただきたいと思いますが、最後に町長のこの問題に対する考え方を伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

全く、川上議員が今、一つ一つ御指摘を受けたわけですが、全くそのとおりでございまして。このNHKの受信料につきましては、非常に大きな矛盾を抱えておるわけですが、それはもう議員、皆様方もわかると思うんですが。同じ町内で川一つで、山鹿のほうには何もないとかですね。それは町の行政においてやったわけです。これで、この問題について一つですね、皆さん方一つ整理をしてですね、時系列別にちょっと押さえるところは押さえとっていただきたいわけですが。

まず、芦屋町にですね、この受信料の見直しということで、九州の防衛施設局が来たのが12月25日、去年の。このとき私、出張中でしたので、副町長と総務課長が対応いたしました。九州防衛局3名、そのときにこの打ち切りの話を持ってきたわけですが、とても信じられない、考えられない申し入れでありましてですね。こういうことは、やはり1年ぐらい前からこういうふうにお話を受けて、そして、それで住民の方も説明があるし、議会も、我々も議員の皆様方に説明しなくちゃいけないと。その対応についてどうするかということが出てくるわけですが。こんな、何て言うか、荒っぽいと言うか、それをして、じゃあもうこれでやめますよ、というようなことはですね、あつてはならないことであります。

それで先ほど総務課長が言いましたように、実は2月20日に全国基地協議会の合同役員会の

折に、何か、このNHKのこれで、議題として案件で上がっているだろうと私は思っていました。議題に上がっていないにしても、その他で出るかなと思っていたんですが。一向に出なかったの
で、私がちょっと手を挙げてこのNHKの受信料のことはどうして議題に上がっていないんだと
いうことをお聞きしたわけでございます。私はそれを呼び水にしたいと思って、全国各地から理
事の方はお出でになられていますので、引き続いて何か手を挙げて言われるだろうなと思ってお
ったんですが。それは誰一人いなかったということ、非常にあの会議の中で違和感を感じたわ
けでございます。それであるところは、どこだったかね、個別の案件ではないかということ
で言われたので、これ、個別の案件なんですかということで、ここで論議してもしょうがないんで、
「じゃあ芦屋町として防衛省のほうに行きますよ。」というふうまで言って帰ってきたわけ
でございます。もう非常にこの問題は矛盾をですね、はらんでおりますので。とりあえずNHK放送
受信料のこの件につきましては、30年度はですね、どんなことがあっても、やはり住民の皆様
方に御迷惑おかけするわけにはいきませんので、そのとおりのやりたいなと思っておるわけ
でございます。

この1年間で今言われたように、遠賀郡でやるのか、それとも福岡県でやるのか。副会長が
おりますのでですね、全国の。築城町の町長が副会長でございます。私が理事でございます。福岡
県として出すということですね、今後いろいろな会議がありますので、恐らく次の会議は今、
あのいろいろなところから川上議員が言われたように、いろんなところから出ていますので、み
んな私と同じ気持ちだと思えます。わからない。ある日突然言って来るとですね。これは
大きな問題になると思えますので、とりあえず今言われたように、会計検査院から言われた。だ
からこうしますよということですね、防衛省もどうするかわかりませんが。とにかくこの問
題についてはしっかり対処していきたいと思えますので、御了解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

ぜひですね、住民の声を国のほうへですね、届けていただきたいというふうに思います。

続きまして、第7期介護保険事業計画と第7期高齢者福祉計画について伺います。

昨年5月26日、参議院本会議において、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等
の一部を改正する法律が成立いたしました。介護保険法を含む31本の法律を1本に束ねた一括
法として提案され、具体的な内容の多くを政令に委ねるものでした。にもかかわらず、衆院、参
院労働委員会では、わずか22時間、16時間で一方的に審議を打ち切り、採決を強行しました。
今回の見直しは、自立支援・重度化防止に向けた保護者機能の強化、共生型サービスの創設など

平成 30 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

新たな見直しも盛り込まれています。

そこで伺います。1 点目に、今回の見直しにより、具体的にはどのようなようになるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 29 年 5 月 26 日に成立しました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険制度等の一部を改正する法律に関して、国が示すポイントに基づいて御説明いたします。

大きなポイントは、地域包括ケアシステムの深化・推進にかかわること、介護保険制度の持続可能性にかかわることですが、最初に地域包括ケアシステム深化・推進にかかわる 3 点について説明申し上げます。

1 つ目は、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能などの取り組みに関するもので、保険者機能を発揮して認定者の自立支援や重度化防止に取り組んだ結果、改善が見込まれた場合の保険者へのインセンティブの付与でございます。ただし、この件に関しましては、その後、国から具体的な方策などが示されていない状況でございます。

次に医療・介護の連携の推進などに関しましては、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的に医療が必要な介護者の受け入れやみとり、生活機能を備えた新たな介護保険施設である介護医療院が開設できるようになったことでございます。このことに伴い、介護療養病床が平成 35 年度末で廃止されることとなります。

3 つ目は、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進などに関するもので、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけたことでございます。このことにより、障害福祉サービスを利用してきた方が高齢になり、介護保険サービスに移行する場合は、事業所を変えざるを得ない場合もございましたが、新たな共生型サービス事業所ではこのような不便さが解消されます。

地域共生社会の実現に向けたもう一つの取り組みは、支援を必要とする高齢者が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者の連携などによって解決を図っていかうとするもので、いわゆる「我が事・丸ごと」の地域共生社会を推進していくことでございます。この地域共生社会を推進していくため、住民の皆さんが地域福祉活動に参加するような環境整備が求められています。

もう一つの柱である介護保険制度の持続可能性の確保に関するものについて、2 点説明申し上げます。

最初は、現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直しでございます。平成 27 年 8 月から一定の所得のある方の介護保険利用者負担が、1 割から 2 割となりましたが、2 割負担

平成30年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

者のうち年金収入などが340万円以上ある方の負担割合が平成30年8月から3割となります。ただし、この場合であっても月額4万4,400円の負担の上限額が適用されます。国の資料では約500万人いる受給者のうち3%、約12万人の方の負担割合がふえることが見込まれております。

2つ目は、医療保険者による介護納付金にかかわる総報酬割の導入でございます。介護給付費の財源のうち、28%は第2号保険者の保険料で賄われておりますが、これまで各医療保険者が被保険者数に応じて負担する加入者割であったものが、総報酬額に比例して負担する総報酬割の仕組みに変更になることでございます。この制度改正は、平成32年度まで段階的に負担割合が見直され、全国の被保険者約3,000万人のうち、約1,700万人の方の保険料が軽減されると見込まれています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今、地域包括ケアシステムの評価のための介護保険の改正点を挙げていただきましたが、まず、利用料の3割負担の問題ですけど、これは言われたように、全国で45万人のうちの2割負担のうち12万人が該当するというふうになっています。広域連合ではですね、386人の方がこの3割負担に該当するという、そういったことを聞いております。ただ、これは単身340万というふうになっていますけど、自分たちには関係ないというふうに思うかわかりませんが、夫婦世帯は463万でこれに該当するというふうになっておりますので、奥さんも働いて厚生年金、共済年金をもらっている方というのは、これに該当するようになるということになります。また、そういった点では、それほどですね、高額所得ではないにもかかわらず、今回やっぱり介護保険だけではなくて、今後予定されている医療の窓口負担や保険料の引き上げ、年金額の切り下げ、こういったことを考えるとですね、対象となった利用者が果たしてこの3割負担に耐えられるかということが疑問である。また一旦、法律で決まればですね、法改正を行わずに政令によって対象の収入を引き下げることができます。際限なく対象を拡大するということができます。それと同時にですね、現在は原則1割、一定の方が2割、そしてその上の高所得の方が3割となっていますけど、これが原則2割への道に持って行かれるという、そういったこともですね、進むのではないかと懸念しますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成30年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

国の制度改正におきましては、今後どうなるかわかりませんし、私どもが特段申し上げることはない、できないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

ほかにもですね、介護納付金に対する総報酬割導入も先ほど説明されましたが、確かにですね、人数で割る人头割から、総報酬割に変えて、現在の協会健保に投入されている国庫負担を段階的に廃止して、大企業が加入する健保組合、共済組合の負担につけかえるということで、それで一定減額される方もおられるんですけど、一番問題なのは、そうすることによって国が今まで責任持っていたものを民間業者に押しつけるという、そういったことがされるという点ではですね、大きな問題となっております。

それから高額介護サービス費の上限負担の引き上げということで、これがやっぱり3万7,200円から4万4,400円に引き上げられるということです。これはですね、先ほど言った2割負担を導入したんですけど、これが余り財政的にも広がっていないという、そういったことからですね、それでは上限負担を引き上げようという、そういった財務省の思惑からこういったことが導入されたというふうになっております。

一番問題なのは、やっぱり共生サービスの創設ということです。これは今までは高齢者だけの介護保険制度であったのが、今度は障害者を含めた介護保険制度になっていくということになります。そういったことになれば、今まで障害者は障害者総合支援法の中で介護を受けていたわけなんですけど、これが介護保険優先制度の原則によってですね、介護保険に強制的に入ってくるようになります。こうなりますと、やはりさっき言った1割負担の発生とか、保険料の発生、こういったものが生まれてきます。障害者団体がですね、これに対して猛反発をして、国との合意の中では、そういったことはしないというふうに言っていたのが、一転、手のひらを返してですね、この介護保険優先の原則をですね、強行したということです。そういった点ではですね、今後、障害者の中で回数制限とかまたサービスの後退、こういったことも懸念されるんですけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

共生サービスの創設につきましては、国が示す基準や報酬に沿った運営を行うことにより、利用者のメリットは高まるものと考えます。特にその最大のメリットというものは、障害をお持ち

平成 30 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

の方が 65 歳になっても双方の指定を受けた事業所であれば、そのまま不安なく利用できることになります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

実際はですね、やっぱり障害者のほうからもですね、そういった負担がふえていくということで、収入のない方ですね、負担増というのが、本当に目に余るものがあります。また、「我が事・丸ごと」地域共生社会構想というのを今度打ち出してきました。これも言葉をはやらせるためにつくった言葉ですけど。とにかく今、地域ではサロンとか、そういったものが運営されていますけど、やはり今まで介護保険とか国が面倒を見ていたものを全部自治体のほうに押しつけていく、ボランティアに押しつけていく、そういったことが理想な社会だということ打ち出した制度ですので、それはやっぱり余りにも国の責任を放棄しているんじゃないかと。確かに国民の、住民のボランティアとかですね、奉仕ということについて連帯を持ってやるということは必要ですが、それならそれなりにですね、国や県に対する、県の財政的支援とか、またノウハウの支援、そういったものもついた中で行えるならいいと思いますが、そういった点ではですね、国や県に対してやはり支援の要請、こういったものを行うべきではないでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

議員御指摘のとおり、「我が事・丸ごと」ということで、ちょっと御説明させていただくと、昨年 6 月 2 日に交付された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険制度の改正、いわゆる介護保険関連法により、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と資源が世代、分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものが地域共生社会というふうに定義されております。

高齢者の中にはですね、さまざまな問題を抱えておられる方もおられ、全てを公的サービスで解決することは困難な面もございます。住民の方々が主体的に地域福祉活動に参加して解決する方策も必要であると考えております。このことは国として方向性を示しているものでございます。必要な取り組みを進めていく必要があるというふうに考えておりますし、その際、推進に当たっては県等、そういったものの支援というのが今後予想されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

もう1点ですね、財政的にインセンティブの付与というのがあります。これはどういったことかと言いますと、それぞれ介護保険をやっていってですね、今、給付がふえているから、介護保険から自立していく、卒業していく、そういったふうにして、給付を減らすところにはお金をやりますよ。しかし、その反面、給付がふえているところについては、ペナルティを与えますよという、今までもやってきたんだけど、それを露骨に表してきたのが今回打ち出された財政的インセンティブの付与ということです。こういったことによってですね、やはりインセンティブをつけることによって、要介護度を改善した事業所の報酬を引き上げ、自立支援が進まない事業所は報酬上のペナルティを課されるという、成功報酬の導入が行われるということになればですね、そういった進まないところが、やはり強制的に介護保険からの卒業を図る介護度を下げていく。また、基本チェックリストとか、そういったものを使って、介護保険を使わないで地域のサロンに誘導していくとか、そういったことがですね、露骨に起こるのではないかとということをお心配するわけですが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国では、市町村の保険者機能を強化する一環として、保険者のさまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村に財政的インセンティブの付与ができるようにしています。ただし、適正なサービス利用の阻害とならないことが前提とし、各保険者の高齢化率や地域資源の違い等を踏まえ、現在の国の社会保障審議会において検討が行われております。

また、指標の考え方は、状態の維持、改善の状況を加味する方向で検討されており、認定率そのものを指標としないとの説明を受けていますが、いかんせん現時点では具体的な内容は示されておりませんので、今、この場で答弁ができるものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは次の2点目のですね、国の制度の改悪を無批判に第7期芦屋町高齢者福祉計画や第7期介護保険事業計画を策定するなら、高齢者施策の大幅後退とならざるを得ないと考えます。

平成30年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

今回の国の制度改正をどう考えるのか。高齢者福祉計画との関係についてもあわせて伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今回の国の制度改正は、地域包括ケアシステムの深化・推進。具体的には、各地の日常生活圏域で高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活できることを目指し、包括的に在宅医療と介護、生活支援や介護予防、その他サービスの提供を充実させるためのものであると考えています。

また、平成30年度からを計画期間とする第7期芦屋町高齢者福祉計画は、国の制度改正に基づき、在宅療養を進めるための在宅医療の充実と介護との連携、介護基盤の整備、地域による支え合いや生活支援の推進、いつまでも元気に暮らすための介護予防や認知症ケアなどを進める内容としております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

第7期芦屋町高齢者福祉計画の中でもですね、このようにうたわれています。国は介護給付費の適正化をより進めるために、これ、適正化というのは、削減ということの置きかえですね。に行っていると。また町財政などに影響を最小限にする対策が必要ですよということで、やはりその高齢者の状態をよくしていくサービスに応えるというのではなくて、やはりお金から出ていって、介護給付費をお金が足りないから縮小するという、そこになっているというのがやはり今度の芦屋町高齢者福祉計画の中にも底辺には流れているというふうに思います。そういった点ではですね、やはり出発は、やっぱり高齢者の今の状態を改善させていって、必要なサービスは提供していくという、そういった考えが必要じゃないかというふうに思います。

続いて3点目のですね、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期に入っていく2025年問題まで8年となりましたが、国の示す地域包括ケアシステムの構築にとどまらず、超高齢化社会を見据えた体制を構築することが求められていると思いますが、町の考えを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国では、超高齢化社会を見据えた体制が地域包括ケアシステムとされており、町においても地域包括ケアシステムの深化・推進のため、高齢者数の将来推計などを初めとした現状把握、予想される課題などを抽出した上で、課題解消に向けた施策を第7期芦屋町高齢者福祉計画で示して

平成30年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

いるところがございます。したがって、高齢者福祉計画に基づき、必要な見直しを行いながら各種施策を推進していくこととしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

この2025年問題はですね、今までにない超高齢化社会を迎えるわけですね。そういった点ではですね、今の延長線上ではなかなか厳しいのではないかとということで、全国の自治体の中でもですね、やはり機構改革を行って、これに対応するプロジェクトを発足させているという状況です。民間事業者との見守り協定の締結、青年後継人制度の導入など役所全体でですね、2025年問題にかかわる課題の抽出、整理及びその対策を検討するような組織が私は必要ではないかというふうに思います。その点をですね、ぜひですね、検討をお願いいたします。

続いて4点目、第7期の保険料は、芦屋町が入るBグループで基準額で6,197円、Aグループで8,048円となっており、高齢者の負担限界を、限度額を超えています。この点についてはどのように考えるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町の平成30年度から32年度の介護保険料につきまして、基準となる第5段階を前期と比較しますと改定率は11.8%、月額介護保険料は652円ふえて6,197円となります。

介護保険料は、将来の介護給付費の伸びを算出し、そこから国及び自治体の負担分を除き、被保険者で負担する仕組みとなっております。また、本町は福岡県介護保険広域連合に属し、当該広域連合ではグループ別保険料を採用しています。グループ別保険料とは、広域連合の構成市町村を3グループに分け、グループごとに給付の状況に応じた保険料を定めるもので、給付水準が高いほうから順にA、B、Cの3グループに分け、グループごとに介護保険事業の収支が賅える介護保険料が設定されています。

確かに高齢者にとって介護保険料の負担は小さくありませんが、平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間における基準となる保険料を全国平均と比較してみますと、芦屋町は全国平均よりも月額で30円高いといった状況でございます。現行の介護保険制度の中で介護保険料を抑制するためには、介護給付費の上昇をできるだけ抑制することが必要であり、私ども自治体が住民の皆さんと取り組めることは、認定者の重度化の防止及び元気な高齢者が将来とも健康でいられるよう介護予防効果を高めていくこととさせていただきます。このための努力を引き続き続けてまい

平成30年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

課長の答弁では、全国平均と余り変わらないような状況ですと言っていますが、この第5段階の基準額というのはですね、住民税非課税、公的年金等の収入額と合計所得の金額の合計が80万円を超える方です。これが6,197円ということで、先ほど言いましたように、今回25段階に分かれていますけど、一番、440万円以上の方になればですね、年間18万5,903円、14万6,377円の介護保険料になります。Aグループですと2万112円で24万1,435円という、そういったですね、法外な生命保険よりも高いようなですね、保険料になるし、それを天引きされるというのが、今の状況になってきます。

大体ですね、もともと介護保険が発足した当時は保険料の負担額は高齢者としては5,000円が限界だろうというふうに言われていました。一般的な国民年金の方では月7万円弱しかないのです、それを払って、あとガス、電気、水道代から食事代を引いたら7万では当然足りないような状況の中で、それが現在、広域連合ではですね、8,000円を超えるような保険料にもなっているという、そういった状況ですので。やはりぜひですね、この問題については高齢者の生活が破綻する前にですね、解決しなければいけないと思います。それは先ほど課長も言ったんですけど、それと同時にですね、一番問題なのが公費負担割合が5割、保険料負担割合の5割というですね、その負担割合を改めて、やはり国に国庫補助を25%、これを大きく引き上げることを国に求める以外にはですね、保険料を引き下げることはできません。もともと措置の時代はですね、国と県と町で100%負担していたものを今、国は25%しか負担していないんですから、ここを変えない限りはですね、高齢者の生活を変えていくということではできません。

それからもう1点はですね、もう時間ありませんが、事業者の経営の問題です。やはりこういった介護報酬の引き下げとか、そういったことによって事業者の撤退が相次いでいます。遠賀郡ではですね、JAおんががこの5月に介護保険から撤退するという、そういったことも出ています。そういった状況になっていったときに、高齢者の置かれている基盤が崩れた中でですね、生活がどうなるかとそういったところも十分考えていかなければいけないというふうに思います。

それでは最後にですね、広域連合の市町村間で格差が生じる保険料の要因の解消は、広域連合組織では困難ではないか。発足当時のスケールメリットも破綻している状況である。地域包括ケアを進める上においても、生活圏域の枠組みを目指すべきではないかということについてを伺います。すみません、遠賀郡4町でのですね、枠組みを目指すべきではないか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員は広域の議会に出られてですね、非常に勉強されておられるわけですが。

いわゆる今言われた質問は27年度の第1回定例会の際にもいただいておりますが、そのときの答弁といたしましては、平成25年1月に遠賀支部運営委員会で報告された広域連合で介護保険事業を運営するスケールメリット、具体的には広域連合では介護認定や審査の適正化、安定した財政運営が図られていること等もあり、広域連合の存在意義までは問われている時期ではないこと説明させていただいたわけですが。今、話したことはですね、この状況は現在も変わっているとは言えませんので、スケールメリットが破綻しているとまでは言い切れないと考えております。

しかしながら、今る言われたように、2025年問題、このことについてはやはり、もう少しいろいろな形の中で研究していかなければならないと思っております。今、広域連合のほうで、議会のほうでそういうような、先ほどから出る出ておりますことは、決定したことでございますので、これはこれとして、将来を見つめたことは、今から先、真摯に考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

町長が言われたように、これは平成27年の第1回の定例会でもですね、質問したわけなんですけど。またなぜこれを出したかという、御存じのように今度の第7期の保険料はですね、遠賀町が今までA、B、CのCだったグループから今度は給付が多いということで、Bグループに一段階ランクアップしました。これによってですね、年間基準額で5万7,601円の保険料が7万4,361円に1万6,761円の負担増となって、月額が1,400円アップしました。この前支部の運営委員会でも報告されたと思うんですが。そういった点では、遠賀町の住民からですね、大きな声が挙がっているわけなんですけど。その前は、第6期の時は岡垣町がCからBに上がりました。今、やっぱり芦屋町、高齢化率も30.8%ぐらいなるとということで、芦屋町もBグループの中位より上位のほうにおるわけですよ。そういった点ではですね、今度は仮に給付がふえていって、Aグループの一番下に入ったときに、芦屋町がやっぱりそのときには、今が八千いくらの保険料が今度は九千いくらの保険料になるという、そういったふうに負担がボンと上がっていくわけですよ。

平成 30 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

そういった点ではね、こういったグループ別保険料がいいのかどうかという問題もありますし、広域連合としては、こういったことを一切ですね、改善しようという気もないようです。それと、広域連合議会はですね、年に 2 回しかありません。その 2 回に 33 市町村が来るんですけど、質疑や討論、一般質問、これも私一人ともう一人、築上町の議員さんがするぐらいで、ほとんど何も声も挙がりません。住民の声が全然届かないという、そういった議会になっているということです。ですから、広域連合の職員はその 2 回の議会を乗り越えれば、議員さんから何も言われることないからですね、とにかくその答弁をうまく乗り切ること、味気のない答弁をしていっているのが今の現状です。

やはり住民の声が届くということになればですね、枠組みを生活圏にしていって、そして、今、国は地域包括ケアと言っていますが、それは身近なところの施策を実現させていこうという点ではですね、今の広域連合ではですね、それにそぐわないというふうに私は考えますので、ぜひですね、こういったことも町長会の中や、広域連合の支部長会といいますか、そういった中でもですね、論議していただいて、広域連合のやっぱり発展的解消をですね、目指していただきたいというふうに思いまして、私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。